

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第７４回）開催結果概要

１ 日時

令和７年１０月２日（木）午前１０時００分から午前１１時４０分まで

２ 場所

最高裁判所中会議室

３ 出席者

（委員、敬称略・五十音順）

池田知子、井上裕介、上塚真由、奥山信一、垣内秀介、川出敏裕、佐古和恵、
島戸純、畑中良彦、原琢己、山本和彦（座長）

（事務総局）

長田雅之（総務局総括参事官）、吉岡大地（総務局第一課長）、
遠藤安希歩（総務局企画官）、不破大輔（民事局第一課長）、
川瀬孝史（刑事局第一課長）、佐藤彩香（行政局第一課長）、
宇田川公輔（家庭局第一課長）

４ 意見交換等

（１）第１２クールの方針・進め方等について

ア 事務総局からの説明

（ア）長田総務局総括参事官から、裁判の迅速化に係る検証に関する検討会の運営に関する細則の一部改正及び座長代理として島戸委員の指名があったことが報告された。

（イ）遠藤総務局企画官から、第１２クールの検証の基本的な方針について、
①第６クール以降に引き続き、統計データの分析を中心としつつ、主に第一審の運用について、従来の検証において示された長期化要因の分析や運用上の施策等のフォローアップを行うこと、②第１１クールに引き続き、民事事件・刑事事件・家事事件について実情調査を実施し、その結果を踏まえた検証を行うことが説明された。

イ 意見交換

(奥山委員)

- 今回が第１２クールということで、１クール２年で進んできたことを考えると、およそ四半世紀となる。２５年前ころの状況と、今現在の状況との関係であるとか、大局的な視点で何か総括できれば、本検討会の振り返りとしても有意義ではないか。

(井上委員)

- 本検討会は、第５クールの検証報告までで、手続全体の検証を一巡したということで、第６クール以降は、第５クールまでに浮き彫りになった問題などを踏まえ、それぞれの手続の運用改善を図る視点を設定してフォローアップをするということでやってきたものと承知している。第５クールまでで手続全体を見てから、そろそろ１４年になろうとしていることも意識しながら、また、この１０年、コロナやデジタル化の促進等、情勢も変わっていることから、やはり地に足をつけて、もう一度全体的な観点も意識しつつやっていければということを希望として申し述べたい。

(山本座長)

- 両委員から貴重なご意見を頂いた。そのような長期的な視点も踏まえながら進めていくということで、最終的にどういう形で取りまとめるかについては、今後議論の機会があるかと思われるので、事務局において御検討いただきたい。

(２) 検証の視点について

ア 事務総局からの説明

(ア) 統計データの分析について

遠藤総務局企画官から、第１２クールにおいても、これまでの検証と同様、民事第一審訴訟事件、刑事通常第一審事件、家事事件、上訴審訴

訟事件を幅広く取り上げ、重要かつ基本的な統計項目を中心に整理・分析するとともに、その時々の検証対象等に応じて掲載すべき統計などを検討する方針等が説明された。

(イ) 民事第一審訴訟事件に関する検証について

不破民事局第一課長から、第１２クールの検証においては、①フェーズ３開始を踏まえた審理運営の現状と課題として、フェーズ３に向けた準備の状況（データを活用した審理運営の効率化の工夫やデジタルツールを活用した汎用性の高い審理運営の手法の検討）、フェーズ３開始後における上記審理運営改善に向けた取組の状況、フェーズ３開始により生じた課題やこれに対する方策等の審理運営の実情等や争点整理手続を充実させるための組織的取組の進展状況等を調査し、②合議体による審理の現状と課題として、合議体による審理を充実させるための方策の進捗状況や、弁護士からの積極的な上申等の取扱に関する方策の検討状況等を調査するといった方針が説明された。

(ウ) 刑事通常第一審事件に関する検証について

川瀬刑事局第一課長から、第１２クールの検証においては、第１１クールまでと同様、裁判員裁判における公判前整理手続を中心とした長期化要因の分析及び充実・迅速化に向けた方策を検証テーマとし、実情調査においては、公判前整理手続や審理日程の在り方に関する振り返りの会や研究会等の場での議論や各庁・会内での議論の共有状況を聴取することに加え、第１１クールに引き続き、裁判員裁判非対象事件の否認事件における公判準備のプラクティスについての課題と工夫例の有無を聴取するといった方針が説明された。

(エ) 家事事件に関する検証について

宇田川家庭局第一課長から、第１２クールの検証においては、①改正家族法施行後における調停運営改善の取組の効果検証と新たな課題を調

査し、②改正家族法施行後における人事訴訟の合理的な審理運営の方策と新たな課題について検証するといった方針が説明された。

イ 意見交換

(井上委員)

- 民事の実情調査について、時点を変えて同じ対象庁を実情調査するというのは、これまでの検証中でなかったことだと思う。調査対象庁では、異動等もあると考えられるが、同じ部の同じ裁判官、書記官を対象とするイメージか、それともそこはまだ決まっていないということか。

(不破民事局第一課長)

- 現段階で明確に決まっているわけではないものの、趣旨としては、フェーズ3前後の定点観測として同一庁に調査する趣旨を踏まえ、基本的には連続的に比較できるような形で検討してまいりたい。

(井上委員)

- ヒアリングの大きな柱として、以前から合議体による審理の有効活用ということをやっている。フェーズ3の導入開始に伴う定点観測というのはよいが、合議体に関することについて、同じところに同じことを数か月しか経っていない状況で聴くという問題があるものと思われる。合議体についての聴取においては、何かしらの工夫が必要となると思われるところ、そのあたりはいかがか。

(不破民事局第一課長)

- 確かに合議体の点については、短期間に二度同じ庁に聴取したところで、それほど変わる部分はないかもしれないという懸念はある。1回目の実情調査時に課題を把握し、意見交換などを行った上で、2回目に変化を聴くなど、項目や方法については少し検討してまいりたい。

(原委員)

- 以前の調査で、デジタルツールが活用できるようになり、裁判官が直接

当事者と連絡を取ることも増えてきているところ、それに伴い、裁判官と書記官との役割分担の仕方というのが一つのテーマになることが考えられる。以前はまだ模索中というふうに伺っていたが、そのあたりをお伺いしたい。

（山本座長）

- これまで実情調査において、基本的には裁判官から話を伺っているものと思われるが、裁判所書記官から伺ってもよいのではないかという意見であると理解した。

（不破民事局第一課長）

- 裁判所内部での裁判官と書記官との協働の在り方について、検討事項としてごもっともであると考えている。基本的な審理運営の方針を考えて進めていくこと自体は裁判官の役割であることから、裁判官の聴取を通じて調査を行うこともあり得るものと考えられるが、実情調査として何ができるのかという点については、少し検討してまいりたい。

（垣内委員）

- 同一庁ということに絞ると、全体の状況の把握という点では、やや知見が限られてきてしまうことも考えられる。当該庁で起きている変化を、全体の文脈の中で、どのように評価するのか、他の庁ではどうなっているのかという観点も重要になるかと思われる。その観点で、どのような形で調査、あるいはその結果の評価において考慮するのかについては何か現時点での検討はされているのか。

（不破民事局第一課長）

- これまで実情調査を2つの庁で行ってきたところ、同一庁におけるフェーズ3前後の状況を比較することだけでは、全国的な状況の把握という視点が少し弱くなるのではないかのご指摘と理解した。全国的な検討状況等については、民事局の方で把握しているところを、この検証検討会におい

でも情報提供させていただきたいと考えているところであり、また実情調査においても、全国的な動向の中で、当該庁での取組状況を把握するという視点を入れるなど、少し配慮してまいりたい。

（井上委員）

- 争点整理の早い段階における活発な口頭協議等の観点については、今回も引き続きテーマになるということによいか。争点整理をいかに有効かつ効率的にすべきかという重要な議論をしている中で、ここをおろそかにしてフェーズ3の状況調査だけになってしまっては、非常にもったいないと思われる。フェーズ3の導入状況、問題点に力点を置きつつも、争点整理の早い段階からの口頭協議、ノンコミットメントルール等も中心にしながら、どういう取組がなされているかという全体的な視点というのは、薄くならないようにしていただきたい。フェーズ3の観点も加えた上で従来からの議論もしっかりとやっていくべきだと考える。

（不破民事局第一課長）

- 確かにフェーズ3の前後という言い方をすると、デジタルツールにフォーカスするような印象を持たれるかもしれないが、あくまでもそれを使って審理運営をいかに改善していくかという営みについて、実情をご覧いただきたいと考えている。先ほどご指摘があったような、例えば審理の序盤で口頭協議をすることによって、論点の拡散を防止し、充実した争点整理を行っていくための足場を固めるといった取組について、デジタルツールを活用してどのように進めることができるのかを確認していただくことが重要と考えている。御指摘の観点を踏まえ、それがフェーズ3の前後でどのように変わっていったのか、変わっていくものなのかということについて、検討してまいりたい。

（池田委員）

- 井上委員の指摘は重要なものだと考えている。審理の序盤における口頭

議論の充実とその結果の共有といったような取組は、定着しつつある審理運営の改善に向けてのプラクティスだと考えられる。このような取組は、各庁において継続されていくべきものだと思われるが、今後フェーズ3を迎え、訴訟記録が電子化されたという段階において、こうした取組がどのように深化していくのか、新たな課題は何なのかといったようなところについては、これからの民事裁判を考えるにあたって検討していくべき重要事項かと思う。これらのプラクティスについて、多くの裁判官が無理なく実践できるのかという、汎用性の視点も含めつつ検証ができればよいのではないかと思う。

（奥山委員）

- 刑事事件の実情調査において、鑑定人がなかなか見つからないというような話をよく聞く。全体的な仕組みの問題なのか、裁判所からの依頼、あるいは受け取り側の問題なのかは不明だが、これまでその理由までなかなか掘り下げられなかったと思うので、今回の調査において掘り下げられたらと思う。

（島戸委員）

- 精神鑑定についての問題がこれまでも指摘されていたかと思われるところ、捜査段階の鑑定について、弁護士側からセカンドオピニオンを求めたいというようなケースは少なくないと考えており、これが公判前整理手続を長期化させる一つの原因になっている可能性も考えられる。これは単なる弁護士会だけの問題ではなく、法曹三者の問題ではないかと思われるところ、精神科の先生方に、よりお引き受けいただく裾野を広げるということがやはり必要だと考えている。私どもが今やっていることで言うと、これまで鑑定をされていない先生に積極的にお願いをするということもやっている。ベテランの精神科の先生方から、若い先生方もご紹介いただいて、精神鑑定における手続の進行に関する現在の実情や、手続だけではなく、

裁判所における責任能力に関する考え方、また法律家と精神科医との役割分担、精神科の先生にどこまでご見解をいただくのか、そしてそこから先、我々がどのように利用させていただくのか、そうしたところについては若い先生方ともしっかりと議論しなければいけないところかなと思っている。若い先生方の裾野を広げるために、我々も、例えば法曹三者と精神科の先生方との研究会などで、互いの考え方について意見交換をさせていただいているところもある。また、そうした一般論だけではなく、個別の事件で一つ一つ進めていくということも必要と思っている。地道に私どももまずは裾野を広げ、より多くの精神科の先生方に、裁判所における精神鑑定にもご関心をお持ちいただけるように広げていきたい。そうしたところが実情調査でも何か調査の対象になると、それはそれで一つの有益なことかなと思っている。

（川瀬刑事局第一課長）

- 貴重なご意見感謝する。やはり鑑定と言うと、責任能力の関係の鑑定というところが一番、特に裁判員裁判では考えると思う。鑑定の難しさとして、もうすでに捜査段階で鑑定人が選任されていて、さらにそれとは違う鑑定人が公判段階で鑑定をするとか、さらに仮に鑑定を行った場合に、さらに弁護人がまた違う鑑定を求めるということで、どんどん違う人を求めるというようなケースが出てくるということもある。そうするとなかなか学者の先生同士の関係もあり、難しいということもあるやに聞いている。あとは根本的な問題として、捜査段階の鑑定があるときに、もう一度正式に行うかどうかというところで、どうしてもその弁護人側と検察側の意見が食い違って、50条鑑定を巡った難しい判断を迫られるというような実情があり、公判前整理の長期化の要因の典型的な類型と考えられる。今回の実情調査のテーマとなっていることから、その要因の一つとして、類型として、どのようなものがあるかというような切り口で聴いていくという

ことはあり得るものと考える。

(原委員)

- 公判前整理の長期化要因の分析で、メッセージなどの新しいタイプの客観証拠が増加していることについて、自身の経験でも客観証拠が大量にあった事件があり、その検討にはとても時間を要した。証拠として先に取り扱う検察官の負担も相当大きくなっていると想像しており、長期化要因として、かなり大きな部分を占めているのではないかという問題がある。証拠の厳選という問題についても、先日のこの会議で、検察官としては、証拠の厳選の意識というのは変わらず持っておられて、なされているということであったが、母数としての証拠の量が激増している現状では非常に大変なことであると思う。そういう客観証拠の増加に伴って、証拠の厳選にどのような影響があるのか、あるいはどのような工夫をされてるのかを伺ってみたい。併せて、今度は公判の運営の関係で、メッセージや映像情報は取調べに時間がかかることから、その取調べの仕方についての工夫、つまり期日を短縮する工夫が、もし何かあるのであれば伺いたい。

(島戸委員)

- メッセージ類あるいは防犯カメラなど、量の問題だけでなく、最近の技術によってますます解析の度合いが高まっているということもあり、深刻な問題として考えている。このあたりは、まずは全体のデジタル化が進めば、もう少しその厳選に向けた検討にも時間が短くなるのではないかなという期待もしているところではあるが、その一方でやはりどこまでが裁判において重要な証拠であるのかという視点も、引き続き持っていきたいと思っている。メッセージ類も解釈がいろいろあるものが特に多くあることがあり、そういったものが本当に審理のポイントになる事件もあるが、解釈がいろいろあるメッセージであっても、どういった事件において、その解釈が審理のポイントになるのかということも我々もよく見極めたいと思

っている。公判審理の取調べの時間については、現場ではいろいろ工夫があろうかと思われるので、各現場の工夫を集めていくことが本検討会においても重要であると思う。

（川瀬刑事局第一課長）

- 前クールまでも客観証拠の増加というのは、かなり課題になっていることが出てきており、そういった傾向はますます強くなる状況が、これからも続くものと思われる。御指摘を実情調査の方に盛り込めないかということは検討してまいりたい。

（佐古委員）

- デジタルのデータがかなり増えてきて、人間の目では追えないとなった時に、AIがどれだけ活用できるのかというところは、使わないという結論も含めて、見ていく必要があると思う。

（島戸委員）

- 膨大な証拠の解析についてのご意見と理解したところ、検察官、弁護人の手持ちの証拠の中で、例えば特定のキーワードをもとに抽出していく作業であるとか、いろいろなメッセージ類を時系列ごとに整理して並べていくとか、今でもおそらく検察官、弁護人においてご工夫されているところが多いとも意見交換の場では伺うことはある。そうした取組についてどれくらい我々が支援できるのか、検察官や弁護人の態勢や能力に関係なく、柔軟に工夫されているところをいろいろと伺えればと思う。

（川出委員）

- 刑事通常第一審事件に関する検証についての事務局の提案には異論はないが、違う観点から一点意見を申し上げたい。現在、刑事事件に関して、手続の迅速化という観点から最も注目を集めているのは、再審請求手続である。再審請求審における審理に長期間を要した事案がある旨の指摘がなされており、現在、その迅速化を図ることも目的の一つとする、再審制度

改正のための議論が、法制審議会の刑事法部会で行われている。実際に再審請求審の審理が長期化した事例が、毎年一定数見られることから、再審手続についても、本検討会における検証の対象とすることを考えるべきではないかと思う。もっとも、検証の対象とする場合でも、一般事件と比べて数が少ないことから、実情調査を行う対象としては不適切であると考えられるし、また実情調査と異なる形で、例えば事件記録を閲覧するなどして、長期化の原因を調査するとなると、個別事件における裁判所の手続運営に踏み込むことになるため、この検討会でそのような調査を行うのは難しいであろう。それゆえ、まずは、再審請求事件も本検討会の検証対象であることを明らかにするという意味で、再審請求事件の審理期間に関する統計資料を報告書に掲載し、その数字から言える限りの分析を行うことを提案したい。

（島戸委員）

- 再審請求審の長期化が指摘されているところについては、現在社会から注目をされていて、問題としてかなり大きいということは、私どもも非常によく認識をしている。実際に統計をどの程度掲載するのかといったところについては、おそらく事務局の検討があるものと思うので、私の方からは実情ということだけをご紹介させていただきたい。再審請求については、やはり事案の個別性の強さを強く感じているところである。例えば、再審請求人ご本人が法律的な観点を整理しないまま請求書を提出しており、再審事由に関する法律的な主張内容を把握しにくい事件もある。再審請求人の弁護士から事情をお伺いして打ち合わせを何回か重ねていくと、証拠開示の結果などに対応して、再審事由の主張を再構成するというようなことをお伺いすることもある。そうすると、おのずと事件ごとに準備に時間を要してしまうというものが中には出てくる。どうしてもその個別性の問題が強いということもあり、先ほどの川出委員の御指摘のとおり実情調査に

馴染みにくいところはあるとしても、やはり全体として問題意識がもしあるのであれば、我々の現場でも考えていかななくてはならないし、また何か手法として考えられるものがあれば、我々も内部で議論をしていきたいと思う。

（川瀬刑事局第一課長）

- 再審事件については、現状、御指摘のとおり法制審の方で迅速化を含む様々な論点・観点から議論がされているというところであり、そういった今後の状況も踏まえ、統計の掲載については前向きな方向で検討させていただきたいというふうに思っている。

（上塚委員）

- 実情調査のテーマの骨子については特に異論ないものの、家事のところで一点。改正家族法における取組を実情調査でヒアリングするということであるが、前半の方だと、件数等での変化がどれほどあるのかあまり想像ができないところであるので、どのような点を実情調査のポイントにしていくのかお伺いしたい。

（宇田川家庭局第一課長）

- 実情調査の実施時期は、前半は6月頃と考えているところ、御指摘の問題意識もあり、今回の実情調査のポイントとしては、従前のこの迅速化、合理的な審理運営に向けた取組を調査しつつ、改正家族法下における影響がどうかというところや、新たな課題はどうかというところを中心に聴いていきたいと思っている。ただ、後半の実情調査の際には、ある程度施行から期間が経過していると予想されることから、もう少し掘り下げて聴いていけるのではないかと現時点では認識している。

（奥山委員）

- 実情調査に行くと、当事者双方が早くしたいと思っていてもなかなか期日が入らないと聞くこともあり、迅速かつ充実化の観点から総合的に検討

していくべきであると思っている。個人的には、子供への配慮というのがやはりどの程度されているのかが気になるところであり、迅速化というよりは充実化の方であると思うが、子供の心理は非常に重要であると考えられることから、子供に対する配慮について裁判所の方と弁護士の方のご意見をしっかり伺いたい。将来の我が国を支える貴重な人材であることから、子供に対する配慮もここで一つのテーマとして据えておくのがよいと思っている。

(宇田川家庭局第一課長)

- 前クールにおける期日間隔の統計数値について、取下げで終局し、期日が入っていない事件の期日等も含めて計算しており、少し実態と乖離する部分もあったことから、より実態に近いデータを提供できればと考えている。充実化については、御指摘のとおり、事件に応じて、早ければ良いということではなく、しっかり子の利益を考えて、その父母にとっての望ましい解決を目指すことが重要であり、審理を充実させることも重要であると認識している。御指摘いただいた重要な視点については実情調査でどのような形で聴けるのかということも含めて、引き続き検討してまいりたい。

(井上委員)

- 家事の実情調査について、家裁調査官が、どんな立場で、どんなことに悩みを持ちながら、どういった改善要望を持ちながら仕事をされているのかというのは、今後の家庭裁判所の役割の増大、予想される繁忙度の増加ということからすると、何らかの形できちんとヒアリングすることが必要であると思う。職種間連携の観点からも、視野を広げた有意義なヒアリングができればと思う。期日間隔については、自身の経験でもなかなか期日が入らないと覚えることもあるほか、特定の調停委員に事件が集中することがあるとも聞いており、調停委員や家裁調査官についてもきちんと光を当てべきだと考えており、裁判所書記官も含めた職種間連携の在り方に

きちんと光を当てていただきたいなと思っている。あとは、家庭裁判所の調停事件において、評議がどのタイミングでどれぐらいきちんと行われているのか、評議を充実させるためには、何が問題なのかということも掘り下げていただきたいと思う。調停委員会内部の認識共有、それから当事者との進行上の問題意識の共有、これはやはり質の高い評議が適宜良いタイミングで行われていてこそその話だと思っている。

(原委員)

- 調停期日間隔の短縮に向けた取組と関連して、支部と本庁とで、期日間隔について差が生じていないか、あるいは拡大していないかも併せて調査の対象にすべきではないかと思う。実感として、支部の期日間隔について長く感じることもあり、依頼者になかなか説明しづらいこともある。

(佐古委員)

- 個人的に、役所に書類を提出する際、書く内容はとてもシンプルで分かりきっているのに、どこにどういう形で入力するのかというところで、すごく時間がかかるという体験がある。裁判手続がデジタル化されても、ユーザーインターフェースにおいて、持っている情報を、どこにどう入力したらいいのかが分からないということになっていないか、確認する必要がある。紙の手続であっても、帳票に書いてある用語が、帳票を作成した側にとっては分かるが、記入する側にとって分かりにくくなっているため、その帳票を書くのが億劫になってしまっていて、なんとなく提出が遅くなってしまうことがあるのではないかと感じた。

(宇田川家庭局第一課長)

- 井上委員からの御指摘にもあるように、特定の調停委員に担当事件が集中しているというような問題については、担当事件の平準化に向けた取組を進めているところであるので、そういったところも実情調査において御確認いただきたいと考えている。裁判所書記官や家裁調査官を含めた職種

間連携については、実情調査の目的に照らして今後検討させていただきたい。評議に関しても調停運営の改善の取組を進めているところであるので、引き続き聴取事項に盛り込んでいきたいと考えている。原委員から御指摘のあった支部との関係については、やはり本庁だけではなく、支部も含めて取組を進めていくことが重要であると認識していることから、そういった点を踏まえ、今後の実情調査を考えてまいりたい。

(井上委員)

○ ヒアリングの機会において、オープンクエスチョンの形で質問をし、現場の裁判官や依頼者を抱えた代理人弁護士が、統計データの動向をどう思っているのか、率直に耳を傾けていく必要があると思っている。ヒアリングの内容がかなり高度化というか、先端的になっていく分、そうではない率直な意見を拾うところが細くなっているといけないと思っているし、良きものを進めていこうとすれば、やはり負の部分、なるほどという部分と両方を聴いた上で進めることが効果的だと考える。

(3) 検証の進め方について

事務総局からの説明

遠藤総務局企画官から、第12クールの検証の進め方に関し、来年の2月から6月にかけて、民事、刑事及び家事それぞれについて前半の実情調査を行い、7月の検証検討会での意見交換を踏まえ、必要に応じて調査事項等を見直すなどして、9月から11月にそれぞれについて後半の実情調査を行うといった方針が説明された。

5 今後の予定について

次回の検討会は、前半の実情調査終了後である来年7月に開催することとし、具体的日程については追って調整することとなった。

(以上)